

令和3年4月16日提出

令和3年第1回

小金井市議会臨時会議案

小議発第4号
令和3年4月9日

小金井市議会議員 様

小金井市議会事務局長
北村 高

令和3年第1回小金井市議会臨時会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。
なお、下記の案件が市長から送付されておりますので送付します。

記

- 専第1号 専決処分の報告及び承認について
（令和3年度小金井市一般会計補正予算（第3回））
- 専第2号 専決処分の報告及び承認について
（小金井市市税条例の一部を改正する条例）
- 専第3号 専決処分の報告及び承認について
（小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例）

なお、

○ 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
は、市長から送付され次第、後日送付します。

専第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月5日付けで、令和3年度小金井市一般会計補正予算（第3回）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、令和3年度予算執行のため、緊急に歳入歳出予算を補正する必要があるが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和3年4月16日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

令和3年度予算執行のため、緊急に歳入歳出予算を補正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年度小金井市一般会計補正予算（第3回）（別紙のとおり）

令和3年4月5日

小金井市長 西岡 真一郎

令和 3 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 3 回)

令和3年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

令和3年度小金井市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39,282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,696,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 9,387,304	千円 37,431	千円 9,424,735
	2 国庫補助金	1,816,807	37,431	1,854,238
16 都支出金		7,124,793	1,851	7,126,644
	3 委託金	664,601	1,851	666,452
歳入合計		46,656,829	39,282	46,696,111

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 23,729,580	千円 37,431	千円 23,767,011
	2 児童福祉費	12,435,359	37,431	12,472,790
4 衛生費		5,867,919	1,851	5,869,770
	1 保健衛生費	2,132,416	1,851	2,134,267
歳出合計		46,656,829	39,282	46,696,111

專第1号資料

令和3年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 9,387,304	千円 37,431	千円 9,424,735
	2 国庫補助金	1,816,807	37,431	1,854,238
16 都支出金		7,124,793	1,851	7,126,644
	3 委託金	664,601	1,851	666,452
歳入合計		46,656,829	39,282	46,696,111

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 23,729,580	千円 37,431	千円 23,767,011
	2 児 童 福 祉 費	12,435,359	37,431	12,472,790
4 衛 生 費		5,867,919	1,851	5,869,770
	1 保 健 衛 生 費	2,132,416	1,851	2,134,267
歳 出 合 計		46,656,829	39,282	46,696,111

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 37,431	千円	千円	千円
37,431			
1,851			
1,851			
39,282			

2 歳入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費国庫補助金	千円 338,583	千円 37,431	千円 376,014	2 児童福祉費補助金	千円 37,431

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 衛生費委託金	千円 21,969	千円 1,851	千円 23,820	1 保健衛生費委託金	千円 1,851

説	明	千円
7 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分（事業費））交付金 （新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費分）交付要綱） 補助率 10/10	（子育て支援課）	34,500
8 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分（事務費））交付金 （新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事務費分）交付要綱） 補助率 10/10	（子育て支援課）	2,931

説	明	千円
5 出産応援事業事務委託金 （東京都出産応援事業実施要綱）	（健康課）	1,851

3 歳 出

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
8 子育て世帯生活支援特別給付金給付費	0	37,431	37,431	37,431		
				37,431		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	939	
	10 需用費	156	1 子育て世帯生活支援特別
	1 消耗品費	32	給付金（ひとり親世帯分
	5 印刷製本費	124	）給付に要する経費（ ） 37,431
	11 役務費	55	(1) 情報システム課関係経費 1,678
	1 郵便料	55	12 委 託 料 (1,678)
	12 委託料	1,678	基幹系システム修正委託料（子育 て世帯生活支援特別給付金対応分 ）
	17 備品購入費	103	(2) 子育て支援課関係経費 35,753
	18 負担金補助及び交付金	34,500	1 報 酬 (939)
			子育て世帯生活支援特別給付金（ ひとり親世帯分）業務会計年度任 用職員報酬 939
			10 需 用 費 (156)
			消 耗 品 費 32
			印 刷 製 本 費 124
			11 役 務 費 (55)
			郵 便 料 55
			17 備品購入費 (103)
			一般機器類 103
			18 負担金補助及び交付金 (34,500)
			子育て世帯生活支援特別給付金（ ひとり親世帯分） 34,500

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	791,822	1,851	793,673	1,851		
				1,851		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	1,149	33 子育て世代包括支援センターに要する経費 (健康課) 1,851
	3 職員手当等	150	1 報 酬 (1,149)
	10 需用費	34	出産応援業務会計年度任用職員報酬 1,149
	1 消耗品費	34	3 職員手当等 (150)
	11 役務費	518	10 需 用 費 (34)
	1 郵便料	518	消耗品費 34
			11 役 務 費 (518)
			郵 便 料 518

給与費明細書

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,457	976,440	2,273,001	2,143,119	5,392,560	986,157	6,378,717	
補正前	(6) 1,454	974,352	2,273,001	2,142,969	5,390,322	986,157	6,376,479	
比 較	() 3	2,088		150	2,238		2,238	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	359,609	49,272	60,507	47,166		226,761
	補正前	359,609	49,272	60,507	47,166		226,761
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		13,749	183,849	714,451	487,755	2,143,119
	補正前		13,749	183,849	714,301	487,755	2,142,969
	比 較				150		150

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	150	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 150 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 150 2 その他 (1) 給与改定分 (2) その他 (3) 再任用給与改定分	会計年度任用職員分

専第1号資料2

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

2 支給対象

- (1) 児童扶養手当受給者 380世帯（児童数550人）
- (2) 公的年金給付等受給により児童扶養手当を受けていない方のうち、児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方（以下「公的年金給付等受給者」という。）
30世帯（児童数50人）
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方（以下「家計急変者」という。）
60世帯（児童数90人）

3 支給額

児童（高校3年生相当以下。ただし、一定の障害を有する場合は20歳未満）
1人当たり一律5万円

4 スケジュール（案）

4月 5日 各種契約手続

中旬 封入作業

～下旬 システム修正、対象者抽出、通知発送

5月 中旬 児童扶養手当受給者（申請不要）分支給

公的年金給付等受給者及び家計急変者（申請必要）分は、申請受付後速やかに支給

5 予算額

(1) 歳入

- ア 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分（事業費））交付金
34,500千円
- イ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分（事務費））交付金
2,931千円

(2) 歳出

- ア 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 34,500千円
- イ その他（基幹系システム修正委託料、会計年度任用職員報酬、消耗品費、印刷製本費、郵便料、一般機器類） 2,931千円

専第1号資料3

東京都出産応援事業概要

1 目的

コロナ禍において、子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするため、育児用品、子育て支援サービス等を提供し、子育てを社会全体で応援しているというメッセージを発信するとともに、子育て家庭のニーズを把握し、施策へ反映する。

2 対象者

以下の全てに該当する者

- (1) 令和3年1月1日から令和5年3月31日までの間に出生した子どもの属する世帯
- (2) 次の基準日時点で、出生した子どもを含め東京都内に住民登録がある世帯
 - ア 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの出生の場合：出生日及び令和3年4月1日
 - イ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの出生の場合：出生日

3 事業内容

東京都の専用ウェブサイトにより申込みを行った対象者に対し、希望する育児用品等（新生児1人当たり10万円分。ただし、送料を含む。）を提供する。東京都において令和3年4月1日から一般向けコールセンターを開設し、案内リーフレットの配布を開始

4 実施主体

実施主体は、東京都

市区町村は、対象者世帯の抽出、管理番号の管理、専用ウェブサイトへアクセスするためのID・パスワードの送付等の事務を担う。

5 実施期間

令和3年度及び令和4年度の2年間

6 スケジュール (案)

- 4月 1日 東京都において、令和3年4月1日から一般向けコールセンター
を開設し、案内リーフレットの配布を開始
- 4月 5日 市において、各種契約手続
- 15日 都内の全市区町村において、令和3年4月1日時点の住民基本台
帳の登録情報等を基に、一斉に対象家庭の抽出作業を実施
- 30日 ID・パスワードの発送
- 届き次第 対象者利用開始

7 予算額

(1) 歳入

出産応援事業事務委託金 1,851千円

(2) 歳出

ア 出産応援業務会計年度任用職員報酬 1,149千円

イ 職員手当等 150千円

ウ 消耗品費 34千円

エ 郵便料 518千円

専第2号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日付けで小金井市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和3年4月16日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市市税条例の一部を改正する条例(別紙のとおり)

令和3年4月1日

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第30条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第63条第3項」を加える。

第30条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第62条第1項第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第63条に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第99条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付則第16条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第16条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付則第17条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1

日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第17条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

付則第18条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項

第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

付則第21条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

付則第22条の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

付則第24条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第25条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第26条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年

度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

付則第27条第1項中「付則第26条」を「前条」に改め、同項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について小金井市市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）による改正前の小金井市市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）付則第27条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算出した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例付則第27条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

付則第28条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

付則第31条中「同条第1項」を「付則第27条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

付則第34条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第55条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

付則第60条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第14条の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第30条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び付則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の小金井市市税条例（次項において「旧条例」という。）第30条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第30条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第30条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第30条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第30条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得

された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専第2号資料1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 改正内容

- (1) 給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する。
（市民税関係。法第317条の3の2、条例第30条の2第4項）
- (2) 公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する。
（市民税関係。法第317条の3の3、条例第30条の3第4項）
- (3) 退職所得申告書の提出の際に経由すべき者が電磁的方法による退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること等一定の要件を満たす場合には、退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的記録により提供することができることとする。（市民税関係。法第328条の7、条例第63条第3項及び第4項）
- (4) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長する。（市民税関係。法附則第29条の8の2、条例付則第16条の2）
- (5) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長する。（市民税関係。法附則第30条、条例付則第17条）
- (6) 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置等を継続し、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。（固定資産税関係。法附則第17条及び第17条の2、法附則第18条、法附則第18条の3、法附則第19条、法附則第19条の3及び第19条の4、法附則第23条、条例付則第22条、条例付則第24条、条例付則第26条から第28条まで、条例付則第31条、条例付則第34条）
- (7) 東日本大震災に係る被災住宅用地の固定資産税の特例措置の適用を延長する。
（固定資産税関係。法附則第56条、条例付則第55条）

- (8) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除を拡充し、及び延長する。（市民税関係。法附則第61条、条例付則第60条第2項）
- (9) その他所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行する。（付則第1条）

5 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

ア この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第30条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下ア、イ及び(3)アにおいて「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の小金井市市税条例（イにおいて「旧条例」という。）第30条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

イ 新条例第30条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第30条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第30条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第30条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第30条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（付則第2条）

(2) 固定資産税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。

以下同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(付則第3条)

(3) 軽自動車税に関する経過措置

ア 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

イ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(付則第4条)

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第30条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第6.3条第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 省略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第30条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 省略</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第62条 第60条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第64条第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第30条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 省略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第30条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 省略</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第62条 第60条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第64条第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年に</p>	<p>電子提出に係る税務署長の承認に係る規定の整備</p>

確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第56条及び第57条の規定を適用して計算した税額

- (2) 省略
- 2 省略
(退職所得申告書)
- 第63条 省略
- 2 省略

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が第48条の18において準用する令第8条の2の規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第99条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

- (3) 省略
- 付 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日ま

において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第56条及び第57条の規定を適用して計算した税額

- (2) 省略
- 2 省略
(退職所得申告書)
- 第63条 省略
- 2 省略

電子提出に係る
税務署長の承認
廃止に係る規定
の追加

同上

(環境性能割の税率)

第99条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

- (3) 省略
- 付 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第1項の延

の間（付則第16条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに長
 行われたときに限り、第98条第1項の規定にかかわらず、軽自動車
 税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第16条の2の2 省略

2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能
 割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同
 条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451
 条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項にお
 いて準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該
 当するかどうかの判断をすときは、国土交通大臣の認定等（法附則
 第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項に
 おいて同じ。）に基づき当該判断をすものとする。

3 省略

4 省略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対す
 る当該軽自動車法第444条第3項に規定する車両番号の指
 定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を
 受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分
 の軽自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、当
 分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動
 車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車法第444
 条第2項第1号から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を
 受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の
 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
 の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1

16条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに長
 限り、第98条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割
 を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第16条の2の2 省略

2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能
 割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同
 条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項も
 しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。
 修正に伴う規
 定）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断
 をすときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に
 規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づ
 き当該判断をすものとする。

3 省略

4 省略

注 令和元年条例第14号により、令和3年4月1日から施行

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対す
 る当該軽自動車法第444条第3項に規定する車両番号の指
 定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を
 受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分
 の軽自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、当
 分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動
 車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車法第444
 条第3項第1号から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定
 を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽
 自動車法第444条第2項第1号から令和3年3月31日までの間に初回車
 両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限
 り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1

項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該ガソリン軽自動車の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略	省略
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に對する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	同上

5 省略

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に對する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定の中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に對する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和4

項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略	省略
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に對する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	同上

注 令和元年条例第14号により、令和3年4月1日から施行
5 省略

種別割のグリーン化特例期限の延長に係る規定の追加
同上

年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発令後4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発令後3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発令後4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発令後第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 省略

3 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

注 令和元年条例第14号により、令和3年4月1日から施行

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発令後第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 省略

3 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

種別割のグリーン化特例期限の延長に係る規定の追加

7	法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。	法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。	法改正に伴う引用条項の整備
8	法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	同上
9	法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	同上
10	法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	同上
11	法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	同上
12	法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	同上
13	法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	同上
14	法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	同上
15	省略	省略	法改正に伴う規定の削除
16	省略	省略	項の繰上げ
17	省略	省略	同上
第21条	(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第21条 次条から付則第31条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。	(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第21条 次条から付則第31条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。	特例期間の延長及び法改正に伴う引用条項の整備
(1)	省略	省略	
(7)	省略	省略	
(8)	平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項 (令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例) 第22条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず全	平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例) 第22条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず全	特例期間の延長

和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第24条 宅地等（次条の規定の適用を受ける土地を除く。）に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第24条 宅地等（次条の規定の適用を受ける土地を除く。）に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらに定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらに定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらに定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第25条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこと

固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらに定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらに定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらに定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第25条 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年及び特例期間の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこと

特例期間の延長

ととする。
 (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合は、当該農地調整固定資産税額とする。

省略
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
第27条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 令和2年度分の固定資産税について小金井市市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第14号)による改正前の小金井市市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)付則第27条第3項にお

いこととする。
 (農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合は、当該農地調整固定資産税額とする。

省略
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
第27条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、付則第26条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

- 2 省略
- 3 省略

特例期間の延長及び規定の整備

法改正に伴う規定の追加

規定の整備

いて準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算出した当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例付則第27条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額と当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第28条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算出した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第28条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算出した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

<p>第31条 付則第24条、第26条、第27条又は第28条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第76条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第24条、第26条又は第28条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれららの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第27条の規定の適用を受ける市街化区域農地（付則第28条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については付則第27条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>(特別土地保有税の特例)</p> <p>第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第21条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第126条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>第31条 付則第24条、第26条、第27条又は第28条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第76条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第24条、第26条又は第28条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれららの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第27条の規定の適用を受ける市街化区域農地（付則第28条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>(特別土地保有税の特例)</p> <p>第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第21条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第126条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>3 } 省略</p> <p>5 } (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第55条 省略</p>	<p>3 } 省略</p> <p>5 } (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第55条 省略</p>
--	---	--	--

<p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第91条の規定は適用しない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第60条 省略</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第14条の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>	<p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第91条の規定は適用しない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第60条 省略</p> <p>住宅借入金等特別税額控除の拡充及び延長に係る規定の追加</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の小金井市市税条例(以下「新条例」という。)第30条の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び付則第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の小金井市市税条例(次項において「旧条例」という。)第30条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第30条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第30条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第30条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第30条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第30条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置)</p>	

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専第3号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日付けで小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和3年4月16日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和3年4月1日

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第1条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第1条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

付則第2条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

付則第3条及び第4条中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

付則第5条及び第6条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第7条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

付則第9条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

付則第10条中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

付則第13条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第38項、第39項もしくは第44項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第34項、第35項もしくは第39項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第63条」に改め、「第15条の3まで」の次に「もしくは第63条」を加える。

付則第14条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則

第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専第3号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 改正内容

- (1) 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の負担調整措置等を継続し、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。（法附則第25条、法附則第25条の3及び第26条、法附則第27条の2、条例付則第2条から第7条まで、条例付則第9条及び第10条、条例付則第13条及び第14条）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行する。（付則第1条）

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。（付則第2条）

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (法附則第15条第34項の条例で定める割合) 第1条の2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合) 第1条の3 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第2条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第70条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら第15条の3までの規定の適用を受けて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>付 則 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 第1条の2 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合) 第1条の3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第2条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第70条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら第15条の3までの規定の適用を受けて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備 同上 特例期間の延長及び規定の整備</p>

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額と

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額と

特例期間の延長

とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第7条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第7条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

特例期間の延長

特例期間の延長及び規定の整備

第9条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

特例期間の延長及び規定の整備

第9条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

特例期間の延長

第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

<p>第13条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第34項、第35項もしくは第39項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「もしくは第33項又は附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。</p> <p>第14条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p>	<p>第13条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第38項、第39項もしくは第44項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「もしくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第14条 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>	<p>引用法律の変更及び特例期間の延長</p>	